

メロン一坪地主が収穫体験

つがるにしきた農協による「メロン一坪地主」「メロン収穫体験ツアー」が今年も行われ、好評を博しました。

メロン一坪地主は、北海道から沖縄県まで全国各地から約1300人（約2000口）の申し込みがあり、7月下旬につがるブランド認定のメロンが地主の皆さんに発送されました。

8月4日から2泊3日で行われた収穫体験ツアーには、抽選で選ばれた23人の地主がつがる市を訪問。木造越水地区の長谷川孝一さんのメロン畑で、大きく育った「タカミメロン」の収穫を楽しみました。大阪府から参加した岡部由美さんは「地元でもつがるのメロンを見かけたら買いたい」とおいしそうに試食用のメロンを頬張っていました。



収穫を喜ぶ一坪地主



甘さたっぷりのメロンを味わう木造中生

最高品質のメロンを味わう

糖度17度以上の「プレミアムメロン」の試食会が8月6日、木造中学校で行われ、全校生徒約400人が甘さたっぷりのメロンを味わいました。この試食会は、つがるブランド推進会議が市産メロンのおいしさをPRするため行ったもので、今回はごしょつがる農協で選果されたメロンが用意されました。同農協では2年前に最新鋭の選果機を導入。光センサーで糖度や熟度を識別するほか、デジタル画像処理で形状や網目の細やかさなどを判別しており、「プレミアム」は例年3%程度しか出荷されない選び抜かれた最高等級となっています。2年生の佐藤大斗君は「将来農家を継いで、このようなおいしいメロンをつくりたい」と話していました。

親子で食の大切さ学ぶ

市食育推進応援隊（藤本フミ子代表）が主催する料理教室が8月6日、松の館調理室で行われ、親子連れなど38人が参加しました。

この教室は、食の大切さを学んでもらおうと毎年開催されているもので、今年は簡単でおいしく作れるコーンスープやソーセージ作りに挑戦。子どもたちは家族や友達と協力しながら、料理を楽しんでいました。穂波小1年の葛西城司君は「家でも手伝いしているので、料理も盛り付けも上手にできた」と喜んでいました。また、この日は立秋の節分にちなんで長さ9㌢の恵方巻き作りにも取り組み、全員で息を合わせながら見事に完成させました。



息を合わせて恵方巻きを作る参加者



優勝の喜びを報告した選手のみなさん

ビーチサッカーで市内2チームが優勝

7月に中泊町で開催された「中泊町ビーチサッカー青森県大会inこどまり」で、市内を活動拠点としている2チームが中学生の部と一般の部でそれぞれ優勝し、8月18日、福島市長に報告しました。同大会には、一般、中学生、女性の部合わせて103チームが参加し、2日間にわたって熱戦が繰り広げられました。中学生の部では「TATEOKA FC U-15」が見事4連覇を達成。一般の部では「筒木坂FC」が2連覇で大会最多の6回目の優勝を果たし、12月に開催される沖縄ビーチサッカーフェスティバルに招待されることになりました。筒木坂FC代表の三橋淳さんは「全国大会では昨年のベスト8以上の成績を目指したい」と話していました。



田小屋野貝塚を説明する木造高生ガイド

縄文文化への理解深める 亀ヶ岡遺跡まつり

NPO法人つがる縄文の会(川嶋大史会長)主催による亀ヶ岡遺跡まつりが8月8日、木造館岡地区で開催されました。

はじめに、木造高生のボランティアガイドによる「田小屋野貝塚ウォーク」が行われ、約100人の参加者が田小屋野貝塚の人骨出土地点や亀ヶ岡遺跡の住居跡などを散策しながら、縄文文化への理解を深めました。続いて、館岡コミュニティ消防センターで「亀ヶ岡遺跡と縄文時代の漆文化」をテーマに県史編さんグループの伊藤由美子さん、明治大学理工学部教授の宮腰哲雄さん、同大理工学部講師の本多貴之さんらが講演。夜には、木作町内会が制作したネブタが、しゃこちゃん広場周辺を練り歩き、まつりを盛り上げました。

目指せ！ライフセーバー

チェスボローカップ水泳駅伝を前に8月1日、小学生30人がマグアビーチ（富范町）でビーチフラッグス大会とライフセービング体験を行いました。

要救助者に見立てた旗を取り合うビーチフラッグス大会では、児童たちが砂浜を全力疾走。ライフセーバーさながらの反射神経と走力を發揮し、白熱した戦いを繰り広げていました。

ライフセービング体験では、つがるライフセービングクラブ員の指導のもと、ライフジャケットの付け方やレスキューボードの乗り方を実際に体験しながら、水難事故から身を守る方法や安全対策について学びました。



白熱した戦いのビーチフラッグス大会



踊りを楽しむ参加者

夏の夜に交流の輪 つがる市盆踊り大会

8月15日、イオンモールつがる柏駐車場で「つがる市盆踊り大会」が開催されました。「柏盆踊り大会」が復活し、5年目となる今年から「つがる市盆踊り大会」と名称を変更。約1200人が来場し、交流と親睦を深めました。

はじめに成田昭司実行委員長が「最後まで楽しく踊ってください」とあいさつ。やぐらの上では、市内外から訪れた21団体が、それぞれ工夫を凝らした衣装で組踊りを披露。やぐらの下では、大人も子どもも二重三重の大きな輪になり、柏音頭などにあわせて心地よい汗を流していました。また、柏ネブタ会によるネブタ運行や、夜空を彩る花火も打ち上げられ、短い夏のひとときを楽しんでいました。

世代を超えて交流楽しむ

7月31日、特別養護老人ホーム桑寿園を主会場に「柏福祉まつり・桑寿園まつり」が開催され、約800人の市民らでござわいました。

これは、市内に住む幼児からお年寄り、地域ボランティアが一堂に会してふれあい、お互いに思いやりや助け合う心の大切さを学ぼうと開催。保育園児や小、中学生、社会福祉協議会職員らによるアトラクションが披露されたほか、屋台やゲームコーナーが設けられ、幅広い世代の来場者が楽しい時間を分かち合いました。また、会場の一角に設置された介護関連コーナーでは、介護用品やさまざまなタイプの施設紹介などで、介護に対する市民の理解を深めていました。



元気な踊りを披露する保育園児

10月よりマイナンバー制度が始まります

マイナンバー制度は、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現、行政の効率化のため導入される制度です。本年10月から、住民票を有するすべての方に、一人一人異なる12桁の番号が通知されます。

通知カード

10月以降、市区町村から12桁の個人番号（マイナンバー）を記載した「通知カード」が住民票の住所へ送付されます。10月以降に出生や海外からの転入により、新たに住民票が作成された場合には、個別に個人番号が通知されます。マイナンバーは、一生使用するものですので、大切に保管してください。

※通知カードを確実に受け取りいただくために、現在のお住まいの住所と住民票の住所が異なる場合には、市民課、稲垣出張所、車力出張所で住民票の異動手続きをお願いします。

個人番号カード

個人番号カードは、交付を希望する方の申請に基づき、平成28年1月から無料で交付されます。ICチップを内蔵したプラスチック製の写真付カードで、「個人番号を証明する書類」や「本人確認の際の身分証明書」として各種行政手続きで利用できます。平成29年1月からは各種行政手続きのオンライン申請にも利用することができます。

※個人番号カードの再発行は有料となる見込みです。

○個人番号カードの申請のしかた（交付を希望される方のみ）

各世帯に「通知カード」と併せて送付される「個人番号カード交付申請書」にて、次のいずれかの方法で申請してください。

※必要書類等は表1をご確認ください。

申請方法（1）

- ①「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入の上、ご自身の顔写真（6ヶ月以内に撮影、縦4.5cm×横3.5cm）を添えて、返信用封筒にて地方公共団体情報システム機構にご返送ください。
後日、交付決定通知書が郵送されます。
- ②交付決定通知書に記載された交付会場（市民課、稲垣・車力出張所）に来庁し、個人番号カードをお受け取りください。

申請方法（2）

- ①市民課、稲垣・車力出張所（いずれか1カ所）に来庁し、「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入の上、申請してください。
- ②簡易書留にて住民票の住所に個人番号カードが郵送されます。

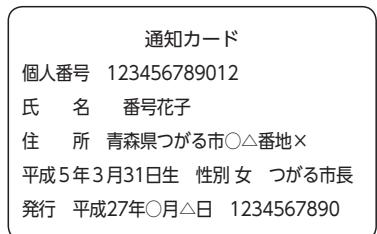
【表1 必要書類等】

- 交付決定通知書 ※申請方法（1）の場合のみ
- 通知カード（個人番号カード申請の際に返納となります）
- 本人確認書類（下記①、②のいずれかをご提示ください）

①Aのうち、2点（※暗証番号が照合できるものは1点） ②A、Bのうち、それぞれ1点ずつ

A	住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（H24.4.1以降交付のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等
B	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、預金通帳等

- 住民基本台帳カード ※お持ちの方のみ
- 顔写真（6ヶ月以内に撮影、縦4.5cm×横3.5cm） ※申請方法（2）の場合のみ
- 印鑑 ※申請方法（2）の場合のみ



通知カードイメージ(表面)



個人番号カードイメージ(表面)



個人番号カードイメージ(裏面)



個人番号カードイメージ(裏面)

○個人番号カードの有効期限

発行日において20歳以上の方・・・発行日からその後10回目の誕生日まで

発行日において20歳未満の方・・・発行日からその後5回目の誕生日まで

○住民基本台帳カードについて

- 平成27年12月末で住民基本台帳カードの交付が終了します。
- 平成27年12月末までに交付された住民基本台帳カードは、有効期間まで有効です。
- 住民基本台帳カードをお持ちの方が、個人番号カードを取得した場合は、その時点で、住民基本台帳カードは廃止・回収することになります。

マイナンバーの通知カードを受け取るために

10月以降住民票の住所にマイナンバーが記載された通知カードが送付されますが、やむを得ない理由により受け取ることができない方は、「居所情報登録申請書」を住民票のある住所地の市町村に提出してください。登録されれば、現在の居所に通知カードが送付されます。

1. 申請が必要な方

- ①東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- ②DV・ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ③一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

2. 申請期限

9月25日(金)までに持参または郵送必着

3. 申請書提出時の添付書類

- ①本人申請の場合

- ア. 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、在留カードで写真付のもの1点
- イ. アをお持ちでない方は、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、社員証、預金通帳等市町村長が認める書類のうち 2点
- ウ. 居所に居住していることを証する書類
賃貸借契約書、医療機関・施設等が発行する入院・入所を証明する書類（居所情報登録申請書に証明欄あり）、公共料金の領収書など

- ②代理人申請の場合

- ア. 代理人が法定代理人である場合・・・戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- イ. 代理人が法定代理人以外である場合・・・委任状など本人の委任の事実を確認できる書類
- ウ. 代理人の本人確認書類・・・上記①本人申請の場合と同じ
- エ. 居所に居住していることを証する書類・・・上記①本人申請の場合ウと同じ

4. 申請書

市民課、稻垣・車力出張所窓口で配布しております。※市ホームページからも取得できます。

マイナンバーで、もっと暮らしやすく

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。

公平・公正な社会の実現

行政手続きが早くなります。
災害時等の迅速な行政支援が期待できます。

行政の効率化

未払い・不正な受給を防止します。

マイナンバー制度に関する詳細については WEB で [マイナンバー](#) 検索

【問い合わせ先】

(制度に関すること)

総務課 電話 42-2111 (内線341)

(通知カード、個人番号カードに関すること) 市民課 電話 42-2111 (内線262・265)



マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん